



改正労働安全衛生規則等説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から**(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

この説明会では、改正規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示も説明します。

日 時：令和5年6月30日(金) 13時30分～16時30分
 場 所：中部トラック総合研修センター
 住 所：みよし市福谷町西ノ洞21番127

愛知労働局 説明

- 1 改正改善基準告示の解説
講師：愛知労働局 監督課 担当官
- 2 改正労働安全衛生規則等の概要について
講師：愛知労働局 安全課 担当官

陸災防 説明

- 3 改正労働安全衛生規則等の詳細について
講師：陸災防 安全管理士

- ・ 定 員：100名
- ・ 申込締切：6月16日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。
※参加票等はありませんので、当日はそのままお越しください。
- ・ 対 象：陸災防 愛知県支部の会員事業場

お問合せ、申込先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部
 TEL 0561-56-6560 (略称：陸災防 愛知県支部)

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

必ず電話にてお申込の後にお送り下さい。 TEL 0561-56-6560 FAX 0561-56-6561

ふりがな 参加者氏名			
事業場名	会場の都合により、1事業場1名迄の参加をお願いします。		
所在地	〒	—	
電話・担当者名	TEL()	—	担当者名

